

【写】

建設業の長時間労働是正に向けた取組等に関する要請書

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、令和6年(2024年)4月1日から、建設業においても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が開始しました。労働者に上限時間を超えて業務を行わせることは禁止となり、建設事業者が上限時間を遵守できる環境・条件を整えないと、工期が遅れざるを得なくなることが懸念されます。また、建設業では中長期的な担い手の育成・確保が課題となっており、適正な請負代金及び適切な価格転嫁を通じた担い手の処遇改善が不可欠となっています。

建設業における長時間労働を是正するなど労働条件の改善を図るには、適正な工期の設定など適正な取引の確保が必要であることから、建設工事の受注者(建設事業者)だけでなく、建設工事を発注する民間事業主など関係者の理解及び適切な対応等が欠かせません。

貴社におかれましては、これまでも、働き方改革に関する取組に格別の御協力を賜ってきたところですが、香川県内の事業者間取引等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、建設工事の発注事業者として、貴殿から社内に対して必要な指示を行うなど、以下のとおり取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

1. 発注事業者の経営トップ自らが、時間外労働の上限規制の趣旨・概要を踏まえ、事業者間取引等に係る働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努められたいこと
2. 建設工事の受発注に係る働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制の内容について、あらためて社内の各関係部署に周知を行われたいこと
3. 時間外労働の上限規制の内容を踏まえた適正な工期により発注を行われたいこと
4. 工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、受・発注者間において、必要に応じて適正な工期変更を行われたいこと
5. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、社内各関係部署に周知を行われたいこと

【写】

令和6年8月6日

(建設工事を発注する事業主名)
(役職 氏名) 様

香川労働局長 栗尾保和

四国地方整備局長 豊口佳之

【写】

建設業の長時間労働是正に向けた取組等に関する要請書

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、令和6年(2024年)4月1日から、建設業においても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が開始しました。労働者に上限時間を超えて業務を行わせることは禁止となり、建設事業者が上限時間を遵守できる環境・条件を整えないと、工期が遅れざるを得なくなることが懸念されます。また、建設業では中長期的な担い手の育成・確保が課題となっており、適正な請負代金及び適切な価格転嫁を通じた担い手の処遇改善が不可欠となっています。

建設業における長時間労働を是正するなど労働条件の改善を図るには、適正な工期の設定など適正な取引の確保が必要であることから、建設工事の受注者(建設事業者)だけでなく、建設工事を発注する民間事業主など関係者の理解及び適切な対応等が欠かせません。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する取組に格別の御協力を賜ってきたところですが、香川県内の事業者間取引等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、自ら行う建設工事の一部を他の建設事業者に請け負わせる者を含む受・発注者双方の立場となる貴団体会員等において以下のとおり取り組まれるよう、周知に御協力をお願い申し上げます。

1. 受・発注者双方の立場となる建設事業者の経営トップ自らが、時間外労働の上限規制の趣旨・概要を踏まえ、事業者間取引等に係る働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努められたいこと
2. 建設工事の受発注に係る働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制の内容について、あらためて社内の各関係部署に周知を行われたいこと
3. 受・発注者それぞれの立場において、時間外労働の上限規制の内容を踏まえた適正な工期により発注・受注を行われたいこと
4. 工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、受・発注者間において、必要に応じて適正な工期変更を行われたいこと
5. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について、社内の関係部署に周知を行われたいこと

【写】

令和6年8月6日

(建設事業主団体名)
(役職 氏名) 様

香川労働局長 栗尾保和

四国地方整備局長 豊口佳之

【写】

建設業の長時間労働是正に向けた取組等に関する要請書

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、令和6年(2024年)4月1日から、建設業においても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が開始しました。労働者に上限時間を超えて業務を行わせることは禁止となり、建設事業者が上限時間を遵守できる環境・条件を整えないと、工期が遅れざるを得なくなることが懸念されます。また、建設業では中長期的な担い手の育成・確保が課題となっており、適正な請負代金及び適切な価格転嫁を通じた担い手の処遇改善が不可欠となっています。

建設業における長時間労働を是正するなど労働条件の改善を図るには、適正な工期の設定など適正な取引の確保が必要であることから、建設工事の受注者(建設事業者)だけでなく、建設工事を発注する民間事業主など関係者の理解及び適切な対応等が欠かせません。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する取組に格別の御協力を賜ってきたところですが、香川県内の事業者間取引等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、設計、設計監理、施工管理等を行う貴団体会員等において以下のとおり取り組まれるよう、周知に御協力をお願い申し上げます。

1. 建築士等それぞれが、時間外労働の上限規制の趣旨・概要を踏まえ、事業者間取引等に係る働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努められたいこと
2. 建設工事の設計内容に応じて、自ら行う建設工事の一部を他の建設事業者へ請け負わせる者を含む受・発注者それぞれが、時間外労働の上限規制の内容を踏まえた適正な工期により発注・受注すべきことを、受・発注者に対して周知されたいこと
3. 設計変更や設計監理・施工管理の実施に当たって、工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、受・発注者間において、必要に応じて適正な工期変更を行うべきことを、受・発注者に対して周知されたいこと

【写】

令和6年8月6日

(建築士等関係団体名)
(役職 氏名) 様

香川労働局長 栗尾保和

四国地方整備局長 豊口佳之